

令和元年度 ワークライフバランス推進強化月間における取組（復興庁）

○ 庁全体における取組

○事務次官からのメッセージの発信等

- ✓ 事務次官から全職員に向けて、メッセージを発信し、職員の意識改革を図る

○超過勤務縮減の徹底業務

- ✓ 超過勤務予定の事前確認の徹底
- ✓ 幹部職員が庁内を巡回し、早期退庁を呼び掛ける
- ✓ 不要・不急な業務の見直し
- ✓ スケジュールの共有等による業務の効率化を促進

○テレワーク及びフレックスタイム制の活用促進

- ✓ 手続き等の見直し及び職員への制度周知等による利用を促進
- ✓ テレワーク・デイズ2019(特に7/22～8/2)における積極的な実施を促進

○ペーパーレス化の推進

- ✓ 審議会・幹部会議のペーパーレス化での開催

○休暇(年次休暇・夏季休暇)の一層の取得促進

- ✓ 年次休暇及び夏季休暇(3日)をあわせて、連続した休暇(週休日を含む7日以上)の取得を推進
- ✓ 年次計画表の作成及び共有化等により、年5日以上 of 休暇の取得を促進

○ 「ゆう活」実施概要

・実施期間：令和元年7月～8月の2か月間 ※交通需要マネジメント(TDM)試行に係る集中期間(7/22～8/2、8/19～8/30)においては、朝の混雑時間帯の出勤回避を優先

・実施概要等：職員の希望や業務状況に応じて、終業時刻が17時15分以前となる実施日を職員個人単位で設定